

# 介護老人保健施設 醍醐の里

## 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費（滞在費）、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、予防短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

**また、利用者負担は全国統一料金ではありません。**介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症ケア加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション・介護予防介護通所リハビリテーションは、居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設醍醐の里の担当者にご相談ください。

## 介護予防介護通所リハビリテーション利用者負担額

### 1. 介護保険

( )内の金額は、自己負担割合が2割の場合

#### (ア) 保険給付の自己負担額

要介護度		提供時間	
		[ 6 時間以上 8 時間未満 ]	[ 2 時間以上 3 時間未満 ]
( 非課税 ) 基本料金	要支援 1	1,912円(3,824円) / 月	
	要支援 2	3,920円(7,839円) / 月	

(日割) 月内に、予防短期入所(当施設・他施設)をご利用された場合は、

【 (その月の日数 - 短期入所利用日数) × 日割り分 = ご請求金額 】となります

#### (イ) 加算料金(体制加算)

サービス提供体制加算 要支援 1 = 76円(152円) / 月 要支援 2 = 152円(304円) / 月

サービス提供体制加算 = 介護職員の総数のうち介護福祉士が 50%以上

予防通所リハ処遇改善加算 (所定単位数の 4.7%を加算)

介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

その他、介護保険報酬に規定されている要件を満たしていること。

#### (ウ) 加算料金

運動機能向上加算 238円(475円) / 1ヶ月につき

理学療法士等を 1 名以上配置して、医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他職員が共同して、利用者の運動機能を把握し、作成した運動機能向上計画をもとに心身の状態の維持又は向上を行った場合。

栄養改善加算 159円(317円) / 1ヶ月につき

栄養士を 1 名以上配置して、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、その改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。

口腔機能向上加算 159円(317円) / 1ヶ月につき

口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対して、口腔機能向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施などの口腔機能向上サービスを行った場合に加算。

若年性認知症利用者受入加算 254円(507円) / 1ヶ月につき

若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合。

## 2 利用料

食費(1日当たり)	550円
おやつ代(1日当たり)	150円
施設で提供する食事・おやつをお取りいただいた場合にお支払いいただきます。	
日用消耗品費/1日	50円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、フェイスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。	
教養娯楽費/1日	100円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。	
おむつ代	各種実費/枚(非課税)
利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものを使用した場合	
喫茶チケット代	108円(税込み)
コーヒー・紅茶・ココア等の喫茶チケットでお飲み物を飲まれた場合	
写真代	43円(税込み)
写真現像代	

がんばり(短時間)コースを利用した場合、食費・おやつ代 日用消耗品費 教養娯楽費の負担はありません。

その他、郊外レクリエーション・生活リハビリテーションなどに参加した場合、実費負担があります。